

〈研究資料〉

文部省体育局長の民間人任用に関する資料

—東俊郎が体育局長に就任した背景—

木藤 友規*

The politic appointment from private sector to the director-general of the Physical Education Bureau, Ministry of Education, Science, Sports and Culture:
Background to the appointment of Toshiro Azuma, director-general of
the Physical Education Bureau.

Tomonori KITO*

Abstract

我が国には強力な官僚機構が存在するが、多様な人材を確保するために民間の人材を採用する制度が設けられており、スポーツ庁が設置されたときには民間から鈴木大地が長官として起用された。政策の立案と実施を担う行政職員の性格や人事の背景に関する分析は、その当時の行政活動や行政府の特徴を把握する手掛かりになるであろう。この研究資料では、スポーツ庁の設置以前に我が国の体育とスポーツの政務を担った文部省体育局と文部科学省スポーツ青少年局の局長に就任した者に焦点を当て、これまでの民間人任用の状況を調査し、唯一の民間人局長であった東俊郎体育局長が任用された背景をまとめた。

終戦から1949年に文部省設置法が制定されるまでの4年間は大学教職の経歴を持つ学者文相や局長が登場した時期であったが、その後は官僚制の温存と強化を背景に体育局長やスポーツ・青少年局長に民間人が任用されることがなかった。東体育局長の人事に関する閣議請議の文書には、オリンピックの監督経験や医師としての国際的な活躍などの推薦理由が記されている。また、東は、占領時の機構改革の中で、医師を局長とすることで保健を看板に体育局が廃止されることを回避するねらいがあったと回想している。これらの資料は、戦後の新体育として、民主的なスポーツの内容を含めるとともに保健に結びつけていくという当時の体育行政の志向と、文部省の機構改革に関する内情を示している。

Key words: 人事行政, 民間人任用, 体育・スポーツ政策

Personnel administration, Appointment of private sector experts, Policy for physical education and sport

I. はじめに

2015年10月1日に文部科学省の外局としてス

* 順天堂大学スポーツ健康科学部

Faculty of Health and Sports Science, Juntendo University

責任著者: 木藤友規

E-mail: t.kito@juntendo.ac.jp

スポーツ庁が設置され、初代の長官には、ソウルオリンピックの競泳背泳ぎの金メダリストで、公益財団法人日本水泳連盟会長を務めていた順天堂大学教授の鈴木大地が就任した⁷⁾。この人事は、「次官級ポストへの民間人登用者として、文部科学省では、最年少となるスポーツ庁長官を起用した¹²⁾」もので、「これまでの慣行にとらわれない人事運用を行った

取組例¹²⁾」として報告された。

現在の国家公務員法では、幹部職員は、内閣総理大臣からの委任を受けて内閣官房長官が作成した幹部候補者名簿に記載されている者の中から、内閣総理大臣、内閣官房長官および任命権者である大臣(スポーツ庁の場合は文部科学大臣)の協議に基づき任命される。名簿に記載される幹部候補者については、既に職員として採用されている者の中から選ぶ必要はなく、行政職に就いたことがない者を選ぶことも可能である。2014年の「国家公務員法等の一部を改正する法律」の成立によって規定されたこのような幹部職員の任用方法は、一般職のうち幹部職員の人事を内閣が一元管理し¹⁶⁾、内閣の総合調整機能の強化¹⁷⁾につなげるとともに官僚制の民主性を高める¹⁸⁾ことを企図している。遡って、2007年の国家公務員法の改正では、法律から乖離していた人事の実態に合わせて、職位ごとに必要な資格と能力を有する人材を任用する職階制を廃止し、閉鎖型任用制に基づく能力等級制度を基本枠組みとした。しかし、2014年の同法改正で制度化された内閣による幹部職員の任用については、その「官職に係る標準職務遂行能力を有することを確認した」上で、「当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者」を選ぶと定められており、民間人任用が可能なことも併せれば、職階制での開放型任用制の特徴を残した仕組みであると考えられる。

それでは、スポーツに関する政務(以下「体育・スポーツ行政」という)を担う国家組織の幹部職には、どのような適性が求められるのであろうか。外部から民間人を任用する場合には、閉鎖型任用制の中でジェネラリストとして育成された人材から任用する場合とは異なり、体育やスポーツに関係する高い専門性を持っていることが適性の有無を判断する一つの基準になるであろうが、その高い専門性を当該分野の行政においていかに活用することが期待されるのかという具体的な役割がわからなければ、国民が民間人任用の意義を理解することも、内閣が制度を適切に運用して国家公務員法第1条に謳われ

る「公務の民主的且つ能率的な運営を保証する」ことも困難となる。「政府の政策を立案し実施する¹⁵⁾」という実際の行政の任務を考慮すれば、ここでいう役割とは、当該行政組織の長としてリーダーシップを発揮するというような漠然としたものではなく、体育やスポーツ振興に関する政策内容や政策推進への影響という点に求められるべきであろう。

スポーツ庁設置前は文部省や文部科学省の内部部局であった体育局やスポーツ・青少年局が体育・スポーツ行政を担ってきたが、文部省体育局では民間人任用による局長として、東俊郎が就任した記録がある¹⁹⁾。終戦直後のGHQ(General Headquarters)の占領政策の中で、内務省とともに廃止も検討されていた文部省では、CIE(Civil Information and Educational Section)からの指導もあって、「学者文相」とも表現される学者的経歴に富む人物が文部大臣に就任し、また、同省の局長職に就いた計15人のうち7人は何らかのアカデミック・キャリアを有する者が占めていた¹⁹⁾。そのうちの一人が体育局長を務めた東俊郎であった。

「特に文部官僚については、彼らの性格が各時期における教育行政の性格を反映していると認識される⁶⁾」という松谷の指摘にもとづけば、民間人任用に焦点を当てた分析や考察は、その人材に求められた適正や役割だけでなく、当時の行政志向の特徴を把握する手掛かりにもなるであろう。このような視角から本稿では、体育局やスポーツ・青少年局の局長に就任した者に焦点を当て、これまでの民間人任用の状況と唯一の民間人局長であった東俊郎が任用された背景についてまとめた。

II. 文部省体育局および文部科学省スポーツ・青少年局での民間人局長の任用歴

1. 調査方法

本研究では、1941年1月に文部省体育局が設置されてから2015年9月30日に文部科学省スポーツ・青少年局が廃止されるまでの期間において、これらの部局の局長ポストへの民間人任用の状況について調査した。ここでいう民間人とは、局長就任時

表1 文部省体育局歴代局長について参照した資料等

代	氏名	前職等	着任年月日	退任年月日
1	小笠原 道生	文部省歴代職員録（1963年）	官報本紙第4200号 p137	官報本紙第5262号 p417
2	柴 沼 直	〃	官報本紙第5262号 p416	官報本紙第5531号 p110
3	有 光 次郎	〃	官報本紙第5598号 p59	官報本紙第5632号 p130
4	柴 沼 直	〃	官報本紙第5632号 p130	官報本紙第5903号 p101
5	伊 藤 日出登	〃	官報本紙第5903号 p101	官報本紙第6152号 p122
6	東 俊 郎	国立公文書館所蔵資料（1947） 請求番号：昭59文部01626100	官報本紙第6244号 p26	官報本紙第6738号 p9
7	清 水 康平	文部省歴代職員録（1963年）	官報本紙第9407号 p85	官報本紙第9979号 p668
8	杉 江 清	〃	官報本紙第9979号 p668	官報本紙第10527号 p401
9	前 田 充明	文部省歴代職員録（1998年）	官報本紙第10527号 p401	官報本紙第11540号 p21
10	西 田 剛	〃	官報本紙第11540号 p20	官報本紙第11866号 p22
11	赤 石 清悦	〃	官報本紙第11866号 p21	官報本紙第12451号 p13
12	安 嶋 彌	〃	官報本紙第12451号 p13	官報本紙第12632号 p11
13	木 田 宏	〃	官報本紙第12632号 p11	官報本紙第13351号 p19
14	渋谷 敬三	〃	官報本紙第13351号 p19	官報本紙第14241号 p11
15	諸 澤 正道	〃	官報本紙第14241号 p11	官報本紙第14613号 p12
16	安養寺 重夫	〃	官報本紙第14613号 p12	官報本紙第15082号 p11
17	柳 川 覚治	〃	官報本紙第15082号 p11	官報本紙第16330号 p14
18	高 石 邦男	〃	官報本紙第16330号 p14	官報本紙第16636号 p9
19	西 崎 清久	〃	官報本紙第16636号 p9	官報本紙第16927号 p10
20	吉 村 澄一	〃	官報本紙第16927号 p10	官報本紙第17803号 p15
21	加 戸 守行	〃	官報本紙第17803号 p15	官報本紙第17868号 p13
22	國 分 正明	〃	官報本紙第17868号 p13	官報本紙第18390号 p11
23	坂 元 弘直	〃	官報本紙第18390号 p11	官報本紙第75号 p9
24	前 畑 安宏	〃	官報本紙第75号 p9※1	官報本紙第406号 p10
25	野 崎 弘	〃	官報本紙第406号 p10	官報本紙第660号 p13
26	逸 見 博昌	〃	官報本紙第660号 p13	官報外第102号 p15
27	奥 田 興志清	〃	官報外第102号 p15	官報本紙第1451号 p10
28	小 林 啓治	〃	官報本紙第1451号 p10	官報本紙第1811号 p11
29	佐々木 正峰	〃	官報本紙第1811号 p11	官報本紙第2174号 p11
30	工 藤 智規	〃	官報本紙第2174号 p11	官報本紙第2418号 p9
31	遠 藤 昭雄	官報本紙第2418号 p9	官報本紙第2418号 p9	官報本紙第2893号※2
32	遠 藤 純一郎	官報本紙第2893号	官報本紙第2893号	省庁再編によるもの

※1 元号の変更に伴う号数の変更

※2 官報のデジタル版を参照した場合にはページ数を示していない

点までに行政機関での職（国立大学などの教育職や研究職を除く）を本務とする経歴がなかった者とした。人事に関する根拠資料には官報を使用し、前職等の情報が不足していた場合には官報以外の資料を使用した（表1、表2）。

2. 結果

表3は、文部省体育局および文部科学省スポー

ツ・青少年局の歴代局長を示したものである。1941年に文部省体育局が設置されてから2015年に文部科学省スポーツ・青少年局が廃止されるまでの約75年間で延べ40人が局長を務めた。このうち、前職が官公庁などの行政機関でなかった者は、東俊郎と久保公人の二人だけであった。しかし、久保は、前々職が文部科学省大臣官房審議官（高等教育

表2 文部科学省スポーツ・青少年局歴代局長について参照した資料等

代	氏名	前職等	着任年月日	退任年月日
33	遠藤 純一郎	文部科学省名鑑2016年版	文部科学省名鑑2016年版	官報本紙第3526号
34	田中 壮一郎	官報本紙第3526号	官報本紙第3526号	官報本紙第3890号
35	素川 富司	官報本紙第3890号	官報本紙第3890号	官報本紙第4382号
36	樋口 修資	官報本紙第4382号	官報本紙第4382号	官報本紙第4874号
37	山中 伸一	官報本紙第4874号	官報本紙第4874号	官報本紙第5123号
38	布村 幸彦	官報本紙第5123号	官報本紙第5123号	官報本紙第5717号
39	久保 公人	官報本紙第5717号 前々職：官報本紙第5123号	官報本紙第5717号	官報本紙第6649号
40	高橋 道和	官報本紙第6649号	官報本紙第6649号	官報本紙第6649号

局担当)であり、国家公務員としてのキャリアを有していたため、民間人材の任用として考えられるのは、東だけということになる。ただし、東以外にも、アカデミック・キャリアを持つ局長は存在した。例えば、初代の体育局長を務めた小笠原道生は、1925年に東京帝国大学医学部を卒業した後、文部省体育研究所に入り、医学博士として体育生理学の分野で活躍していた²⁾が、同時に、文部官僚として体育運動審議会の幹事(1929年)⁵⁾や文部省学校衛生官(1930年)¹¹⁾を兼任し、1939年からは文部省体育課長に就任する²⁾など、教育や研究の分野だけでなく行政分野にも携わっていた。また、二代目の柴沼直は、1926年に東京帝国大学法学部を卒業して文部省へ入省したが、1929年には東北帝国大学助教授と文部省事務官を兼任していた²¹⁾。その後、文部省会計課長を経て体育局長となっている(表3)。このように、終戦までの二人の体育局長は学者としての経歴を持っていたが、行政分野での職歴を有していたため、局長ポストへの民間人任用とは判断しなかった。

Ⅲ. 東俊郎体育局長の任用の背景

1. 調査方法

唯一の民間人任用であった東俊郎体育局長が任用された背景について、閣議請議の文書や東の回想が記された資料、戦後の行政改革に関する文献を基に検討した。なお、資料の引用にあたっては、その一

部について、旧字と異体字を新字と常用字に改めた。

2. 結果および考察

1) 適格説明書にみる東体育局長の任用の背景
国立公文書館には、東俊郎体育局長の人事に関する閣議請議の文書が残っている⁹⁾。この文書の中で「適格説明書」に記されている内容は次のようなものである。

“右は大正十二年三月東京帝国大学医学部を卒業、同学副手、助手を経て昭和四年四月より同五年三月迄昭和医学専門学校教授として病理学講座を担当、六年九月医学博士の学位を受興せらる。七年六月第十回万国「オリムピック」大会漕艇部選手総監督として「ロスアンジェルス」に派遣せられ引続き体育施設及び医学教育施設見学のため欧米各国に出張、八年四月帰朝。同年十一月順天堂医院第二内科医長に就任、十六年三月同院附属茶崖医院長に転ず。この間十一年五月再び第十回万国「オリムピック」大会選手団付医事衛生部医員兼漕艇部選手総監督並びに万国体育医学会議日本代表委員として「ベルリン」に派遣せられ同年九月帰朝。十八年十二月順天堂医学専門学校教授に就任内科学講座を担当側ら本年四月順天堂附属病院長に就任現在に至る。

叙上の如く同人は斯界に多大の貢献をなすと共に我国学生「スポーツ」の発展振興に寄興するところ甚に大なるものがある。

表3 文部省体育局歴代局長

代	氏名	前職等	着任年月日	退任年月日	在任日数
1	小笠原 道生	文部省体育課長	1941年1月8日	1944年7月28日	1297
2	柴 沼 直	文部省会計課長	1944年7月28日	1945年6月13日	320
	文部次官兼体育局長事務取扱・河原春作		1945年6月13日	1945年7月10日	28
	1945年7月11日 体育局廃止				
	1945年9月5日 体育局再設置				
3	有 光 次 郎	文部省科学局長	1945年9月5日	1945年10月15日	40
4	柴 沼 直	文部省国民教育局長	1945年10月15日	1946年8月27日	316
5	伊 藤 日出登	文部省科学教育局付兼会計課長	1946年8月27日	1947年6月17日	294
	文部次官兼体育局長事務取扱・有光次郎		1947年6月17日	1947年10月7日	112
6	東 俊 郎	順天堂附属病院長	1947年10月7日	1949年5月31日	603
	1949年6月1日 体育局廃止				
	1958年5月1日 体育局再設置				
7	清 水 康 平	文化財保護委員会事務局次長	1958年5月1日	1960年3月26日	695
8	杉 江 清	文部省調査局長	1960年3月26日	1962年1月23日	668
9	前 田 充 明	日本ユネスコ国内委員会事務局次長	1962年1月23日	1965年5月31日	1225
10	西 田 剛	文部省官房長	1965年6月1日	1966年6月30日	395
11	赤 石 清 悦	文部省官房長	1966年7月1日	1968年6月15日	715
12	安 嶋 彌	総理府青少年局長	1968年6月15日	1969年1月24日	223
13	木 田 宏	文部省社会教育局長	1969年1月24日	1971年6月22日	879
14	渋 谷 敬 三	文部省大学学術局審議官	1971年6月22日	1974年6月18日	1092
15	諸 澤 正 道	文部省初等中等教育局審議官	1974年6月18日	1975年9月12日	451
16	安養寺 重 夫	文部省社会教育局長	1975年9月12日	1977年4月18日	584
17	柳 川 覚 治	文化庁次長	1977年4月18日	1981年7月1日	1535
18	高 石 邦 男	文部省社会教育局長	1981年7月1日	1982年7月9日	373
19	西 崎 清 久	文部省初等中等教育局審議官	1982年7月9日	1983年7月5日	361
20	吉 村 澄 一	文部省初等中等教育局審議官	1983年7月5日	1986年6月17日	1078
21	加 戸 守 行	文化庁次長	1986年6月17日	1986年9月1日	76
22	國 分 正 明	文部省高等教育局私学部長	1986年9月1日	1988年6月10日	648
23	坂 元 弘 直	文部省高等教育局私学部長	1988年6月10日	1989年4月14日	308
24	前 畑 安 宏	文部省審議官（高等教育局担当）	1989年4月14日	1990年7月1日	443
25	野 崎 弘	文部省高等教育局私学部長	1990年7月1日	1991年6月11日	345
26	逸 見 博 昌	文部省高等教育局私学部長	1991年6月11日	1992年7月1日	386
27	奥 田 興志清	文部省高等教育局私学部長	1992年7月1日	1994年7月24日	754
28	小 林 啓 治	文部省審議官（教育助成局担当）	1994年7月25日	1996年1月9日	533
29	佐々木 正 峰	文部省高等教育局私学部長	1996年1月9日	1997年7月1日	539
30	工 藤 智 規	文部省審議官（体育局担当）	1997年7月1日	1998年7月1日	365
31	遠 藤 昭 雄	文化庁次長	1998年7月1日	2000年6月15日	715
32	遠 藤 純一郎	文部省大臣官房審議官（高等教育担当）	2000年6月15日	2001年1月6日	205

更に十九年四月以降、本省協力団体たる大日本体育会理事又は常務理事として大いに活躍、我国一般大衆「スポーツ」の振興発展或は啓蒙宣伝、調査研究等に関しても其の業績亦顕著なるものがある。

今般欠員中の当省体育局長を補充せんとするに
 当り右の如く学識経験共に優れたる同人を起用
 せんとするは蓋し適任なるものと認められる”
 この「適格説明書」では、東が医学者であること、
 オリンピックで監督や医事に携わったこと、欧米の

体育施設及び医学教育施設に関する知識があること、国際的な医学会議の委員であったこと、そして、大日本体育会の理事を務め、スポーツの振興でも活躍していることが説明されており、スポーツ団体での役職経験やスポーツ振興への貢献以外に、医学者としての経歴と国際的な活動に関する内容が記されている。また、「今般欠員中」とあるように、当時の体育局長のポストは空席であり、文部次官が体育局長の事務を取り扱っていた。

2) 体育局を存続させるための取組と文部省での人事の刷新

1947年6月17日から同年10月6日まで新たな体育局長が決まらなかった背景には、GHQの部局で教育行政を担当していたCIEによる改革方針があったと考えられる。東が就任するまでの体育局長には、有光次郎、柴沼直(2期目)、伊藤日出登といった官僚が体育局長を務めたが、東の回想¹³⁾からは、体育局に対するGHQの印象を変えるため、文部省が局長人事に苦心していた様子が窺える。

“これは余談になるが、GHQは文部省体育局を廃止しようとしていた。森戸さんは国民の保健を看板にしてなんとか体育局を残そうと考えていた。そのためには、体育局長は医者でなければならないというので、わたしのところに回ってきたのである。”

この「森戸」とは、森戸辰男文部大臣のことであろう。1947年6月1日から翌年10月15日まで文部大臣を務めており、体育局長ポストが空席であった時期と重なる。

終戦から文部省設置法が制定される1949年6月1日までの4年間は、森戸をはじめ、前田多門、安部能成、田中耕太郎、高橋誠一郎といった大学教職の経歴を持つ「学者文相」が登場した時期である¹⁹⁾。学問や文化的活動で著名であったこれらの人物が文部大臣に就任したことで、それまで「陪食大臣」と軽んじられていた文部大臣の地位を高めた¹⁹⁾と言われている。

また、後年に前田多門が「局長の入れ替へにも、特に気を配り、かねてから、自由主義・民主主義教

育に関して、立派な一家言を持ってゐる人士を迎へ度いと心を焦った。その結果、多年の懇誼に免じて、いづれも今更、文部省の局長でもあるまいと思はれるやうな大家を説いて廻ったところ、希望通り、来て貰ふことができたのは、まことに仕合せであった⁴⁾」と語っていることや、寺崎と平原が「日本の復興において重要な教育は、学識豊かな人物に管理を任せるべきだという考え方を基礎としてかたちづくられてきたものと思われる¹⁹⁾」と述べていることから、文部省の人事の刷新については、GHQによる機構改革を意識しながらも、教育を全面的に改革するための文部省内部の変化のあらわれであったことが窺える。

3) 体育局の廃止

東は、1949年5月まで体育局長を務めたが、文部省設置法の制定に伴う体育局の廃止により、文部省を去り¹⁰⁾、順天堂大学に復職している。体育局を廃止するというCIEの意向を受けて、文部省は1948年から1949年にかけて対応に追われたが、この背景を西田は「体育行政がまとまって強力に行われることは、再び右翼主義的な傾向を復活させる恐れのあることを警戒していたのではないかと推察された¹⁴⁾」と述べている。しかし、1949年の機構改編では、体育局のほか、学校教育局、科学教育局、教科書局、教育施設局も廃止され、加えて「この部局改正によって講壇派の退潮、文部官僚の進出¹⁹⁾」が始まった時期で官僚制が「占領の末期から、しだいにその復活を認められ²⁰⁾」つつあった。また、平塚³⁾は、文部省設置法の制定に至る全体的な組織再編と当時の体育局の行政論という2つの観点から体育局の廃止の理由を分析し、廃止は「組織編成論にもとづくもの」であり「体育行政論の内容そのものを否定するものではなかった」と結論付けている。したがって、体育局の廃止と東体育局長の退任については、当時の体育行政の在り方の変化として考えるよりも、戦後の組織再編の方針や官僚制の温存とその強化といった背景に照射して捉えるべきであろう。

表4 文部科学省スポーツ・青少年局歴代局長

代	氏名	前職等	着任年月日	退任年月日	在任日数
33	遠藤 純一郎	文部省体育局長	2001年1月6日	2003年1月10日	734
34	田中 壯一郎	文部科学省大臣官房総括審議官	2003年1月10日	2004年7月1日	538
35	素川 富司	文化庁次長	2004年7月1日	2006年7月10日	740
36	樋口 修資	文部科学省大臣官房政策評価審議官	2006年7月11日	2008年7月10日	731
37	山中 伸一	文部科学省大臣官房付	2008年7月11日	2009年7月14日	368
38	布村 幸彦	文部科学省大臣官房文教施設企画部長	2009年7月14日	2012年1月6日	906
39	久保 公人	東京大学理事 前々職：文部科学省大臣官房審議官	2012年1月6日	2015年8月3日	1306
40	高橋 道和	文部科学省大臣官房付	2015年8月4日	2015年10月1日	58

Ⅳ. おわりに

この研究資料では、体育・スポーツ行政を担ってきた文部省体育局長と文部科学省スポーツ・青少年局長の局長人事について、民間人の任用状況の調査結果と唯一の民間人局長であった東俊郎体育局長の任用背景をまとめた。

幹部職員への積極的な民間人の任用は官僚制の復権が始まるまでの戦後の短い期間で確認できる特徴であり、東俊郎体育局長については保健と結びついた体育へと変化させる役割を期待されたことが窺える。保健を看板として体育局を存続させるという目論見は外れたものの、体育が民主的なスポーツの内容をそなえ、保健と結びついていく⁸⁾時期にあって、国際的なスポーツ文化に関する見識を持ち医師でもあった東体育局長の就任は、当時の体育・スポーツ行政の変化をよく反映している。

「積極国家・社会国家の要請にともない、行政活動の役割が飛躍的に増大し、行政権が肥大し、法の執行機関である行政府が国の基本政策の形成決定に事実上中心的な役割を営む「行政国家」の現象が顕著になって¹⁾」おり、日本の行政機関は、政策内容の決定そのものに強く関与している。スポーツ庁長官をはじめ民間人材が任用されるようになっている現在の体育・スポーツ行政において、この研究資料で示したような任用された者の特徴や人事の背景の分析は、我が国のスポーツ政策の特徴や志向を知る一助になるものと考えられる。

文 献

- 1) 芦部信喜著、高橋和之補訂(2015)憲法第6版、東京、岩波書店、289。
- 2) 藤原喜代蔵(1944)明治・大正・昭和の教育思想学説人物史、第4巻昭和前期篇、東京、日本経国社、570。
- 3) 平塚卓也(2021)1949年の文部省体育局長廃止の政策決定過程における体育局長の体育行政論、スポーツ史研究、34、19-32。
- 4) 堀切善次郎・刊行世話人代表(1963)前田多門：その文・その人、東京、前田多門刊行会、56-57。
- 5) 醫海時報第1845号(1929)東京、醫海時報社、2415。
- 6) 松谷昇蔵(2017)官僚任用制度展開期における文部省一文部官僚と専門性一、史学雑誌、126(1)、39-66。
- 7) 文部科学省(2015)平成27年度文部科学白書、4。
- 8) 文部省(1972)学制百年史、東京、帝国地方行政学会、791-799。
- 9) 文部省大臣官房秘書課(1947)一級官進退(体育局長 東俊郎)文部事務官に任ず等、国立公文書館所蔵資料、請求番号：昭59文部01626100
- 10) 文部省大臣官房人事課(1949)一級官進退(人事課 東俊郎)本官を免ず、国立公文書館所蔵資料、請求番号：昭59文部01635100
- 11) 内閣印刷局(1930)職員録昭和5年7月1日現在、275。
- 12) 内閣人事局(2015)管理職への任用状況等について、別添1。
- 13) 日本体育協会監修(1978)国民体育大会の歩み、東京、新東京出版、162-163。

- 14) 西田泰介（1978）戦後の体育行政機構の変遷の記録，東京女子体育大学紀要，13，1-10.
- 15) 西尾 勝（2001）行政学，東京，有斐閣，245.
- 16) 笠 京子（2017）官僚制改革の条件，東京，勁草書房，57.
- 17) 笠 京子（2017）前掲，200.
- 18) 笠 京子（2017）前掲，284.
- 19) 寺崎昌男，平原春好著（1975）文部省の改編，海後宗臣監修，戦後日本の教育改革第1巻教育改革，東京，東京大学出版会，285-290.
- 20) 辻 清明（1969）新版日本官僚制の研究，東京，東京大学出版会，242-281.
- 21) 上田正昭，西澤潤一，平山郁夫，三浦朱門監修（2001）講談社日本人名大辞典，東京，講談社，922.

（令和5年12月22日 受付）
（令和5年12月28日 採録決定）
（令和6年1月31日 早期公開）